



- ・法人会 令和6年度税制改正提言への挨拶
税制・税務委員長 植松知幸
- ・法人会 令和6年度税制改正提言
- ・奨学金返還支援制度
- ・美容医療サービス 消費者トラブル
- ・中法の知ってグット 百獣画録・宮城伝統野菜
- ・健康情報 11月14日は「世界糖尿病デー」です

- P.1 法人会 令和6年度税制改正提言への挨拶 税制・税務委員長 植松 知幸
- P.2～5 法人会 令和6年度税制改正提言
- P.6～7 フォトニュース (Photo eye)
- P.8～9 奨学金返還支援制度
- P.10～11 美容医療サービス 消費者トラブル
- P.12 中法の知ってグット 百獣画録・宮城伝統野菜
- P.13 【健康情報】 11月14日は「世界糖尿病デー」です！

けやき

● 今から約45年前、松下幸之助氏は無税国家論で「一年ごとに予算を使い切るのではなく、むしろそれを節約して収益というか、剰余金を出すような制度にしてはどうかと思う。なにがしかの剰余金を生むようにし、それを積み立てていくのです。それをもとに『無税国家』といいますか、さらに一歩進んだ『収益分配国家』ができるはずです」と説いていた。しかし、足元を見ると、言葉は悪いが、長年の冗費の垂れ流しで我が国の長期債務残高は1千兆円を超え、国内総生産の約2.2倍にまで膨れ上がり、危機的な状況にある。

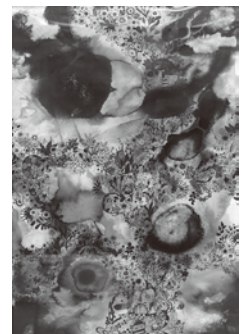
● このほど法人会が令和6年度の税制改正で望む提言を発表したが、政府が掲げた2025年度基礎的財政収支の黒字を先ずもって達成し、財政健全化を急げと強く求めた。まさに、企業納税者の団体として憂いを込めた救国的な立場からの真摯な提言だ。ただでさえ、2年にわたるコロナ禍の財政出動で積み上がった国債の返済も失念することなく、後世に負担を残すことなく、現世代で解決すべきと求めた。松下氏が描いた無税国家には180度異なる現状にある日本。国の舵取りをする政治家の責任は重い(S)

公益社団法人東北障がい者芸術支援機構主催
第8回 東北障がい者芸術全国公募展 展覧作品
東武賞

工藤 修子 作 (青森県)
作品名 うごめき

<創作状況>

私は作品づくりにおいて描いている中でテーマに行き着くことが多いのですが、今回の作品はそれが難しく、出来上がりまで終始、自動書記のように右手を赴くままにしていました。小さな生き物が群れて蠢く様子と私の心がどこかざわざわしている感覚が合わさっている気がします。



Message

よく人は「私は本気でやっている」「真剣に取り組んでいる」という言葉を口にする。だが、結果の出ない本気や真剣さは本気でやっているとは言えない。

(ドトールコーヒー創業者 鳥羽博道)

法人会 令和6年度税制改正へ提言！

財政健全化は国家的課題。

負担を先送りせず

現世代で解決を！

私たち法人会は、令和6年度税制改正で実現を望む提言をまとめました。

戦後、自主申告納税制度が導入されたのを契機に、税知識の普及と納税意識の高揚を図ることを目的に企業経営者の自発的な声を基に法人会の誕生を見ています。以来60有余年にわたり、毎年欠かさず、私たち中小企業の声を全国から集約し、政府はじめ関係諸官庁に税

制改正への提言を続け、これまで多くが実現をみてきています。

提言の冒頭で、我が国の地方を含めた長期債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍以上にまで膨らみ続け、世界で突出した状況にあり、我が国の将来を制約する課題となっています。にもかかわらず、現政権が「新しい資本主義」の中で「異次元の少子化対策」

を打ち出しており、未来への投資は重要であると理解するものの、その財源については歳出改革で行おうとしています。ですが、どうするかについては先送りという残念な状況です。

また、国家の根幹である防衛力を担うに足る安定財源も定まっていない状況にあります。歳出ありきの先行論で財源論を置き去りにしている実情は、財政規律を決定的に棄損させかねないものと憂慮しています。

法人会は、負担を曖昧にして歳出を先行実施する財政運営を是正する上で、米国が採用する新しい政策として歳出削減で財源を捻出するか、それができなければ増税で財源を確保するという仕組みの「ペイアズユーゴー原則」が有効だと提唱しています。

まずは、2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス）黒字化目標を確実に達成するとともに、財政健全化の議論も並行し

て議論を開始する必要があると救国的姿勢で迫っています。併せて、2年以上にわたるコロナ対策で財政出動した財源の借金返済について、先進国の多くが債務返済計画とともに実行に移しているように、我が国も早急に具体的方策を策定して実行に取り組みと強く求めています。

とくに法人会は、コロナ禍の昨年度来、将来世代にツケを回さずに、政府保有株式売却や東日本大震災での復興計画に用いられたようにに税などを財源とした解決策が望ましいとしたうえで、現世代で解決すべきであると主張しています。

一方、「給付」を拡大させ、それに見合う「負担」を回避してきた結果、持続可能な社会保障制度も危ぶまれています。その解決のために、我が国本来の「中福祉・中負担」の均衡構造への改革に速やかに取り組み、最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、財

政健全化を目指すことを求めています。

さらに、財政健全化の上からも徹底した行政改革も不可欠で、国や地方の取り組みは遅々としており、国民の不満と不信感が高まっております。政府と議会は「隗より始めよ」の精神で自ら身を削るなどの徹底した行政改革に取り組みと強く訴えています。

また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は我が国経済の土台であるとの認識の立場に立ち、企業経営を取り巻く環境は、コロナ禍で体力を奪われ、立ち直れない向きも少なくないとしたうえで、事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応に迫られている実情を鑑みて、税財政上のキメ細かい支援が必要であると求めています。

責任ある態度と良識ある姿勢で実現を求めている法人会の税制提言活動に対し、皆様のご理解ご支援を心からお願い申し上げます。



公社・仙台中法人会
税制・税務委員長

植松 知幸

法人会
令和6年度
税制改正提言

経済再生には中小企業の力が不可欠。
健全な経営に取り組み
企業に実効性ある支援を！

このほど法人会は令和6年度税制改正で実現を求める提言をまとめ、今後、政府や関係省庁をはじめ地方自治体に要望活動を展開していきます。

今、政府が提唱する少子化対策や防衛力を担う財源論を先送りする現状にあり、財政規律を毀損させかねない実情にあります。

法人会は速やかに2025年度の基礎的財政収の黒字化を確実に達成するとともに、財政健全化の徹底を図れと強く提言しています。



紙幅の関係上、抜粋掲載します。

【第39回全国大会 (10/18)】

税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスによるパンデミックは世界的に収束段階となり、我が国も社会経済活動がほぼコロナ禍以前の状態に戻った。

これに伴い税財政政策の運営も平時のそれに戻るわけで、本来の税財政改革に向けた議論を可能にする環境が整ったといえる。

それにしてもコロナ禍が我が国財政に与えた打撃は甚大

であった。国債残高はコロナ対策財源として発行された約100兆円が一気に上積みされ、1,000兆円をゆうに超えてしまった。地方を含めると長期債務残高は国内総生産(GDP)の2.2倍以上に悪化している。

まずはこのコロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題なのだが、その議論

が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

我が国財政の最大の問題は「中福祉・低負担」といういびつな税財政構造にある。歴代政権のほとんどが身の丈以上に「給付」を拡大させ、それに見合う「負担」を回避してきた結果である。

これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、そして財政の健全化に対応できない。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的

税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税制改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて
コロナ対策では主に補正予算で編成された必要以上の多額な予備費や膨大な使い残しの発生など、財政規律が大きく毀損された。コロナ禍がほぼ収束した今、財政運営にとって重要なことはコロナ予算を検証しつつ財政規律をどう回復させるかである。

岸田政権の主要政策を見ると、財政規律の回復どころか、それに逆行する動きとなっている。防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、その財源が極めて曖昧なのである。法人税などによる1兆円増税以外は、「歳出改革」や「決算剰余金の活用」など大半が財源として安定性を欠いている。

これで国家の根幹である安全保障が大丈夫なのか、強い危機感を感じる。

「異次元の少子化対策」では前述したように、今後3年間で必要な追加予算額を3.5兆円とし、2030年代には倍増を目指すという。これも財源には消費税などの新たな税負担は考えず、歳出改革などにより確保するとしただけで具体的中身は定まっていない。仮に財源確保ができない場合、結局は少子化対策も防衛費も国債頼みになるという懸念が拭えない。

国と地方のPB黒字化という財政健全化の目標年度である2025年度が眼前に迫ってきた。本年7月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には1.3兆円の赤字が残り、黒字化は2026年度になるとする一方で、歳出改革を継続すれば2025年度の達成も視野に入るとした。ただ、この試算には「異次元の少子化対策」を反映していないため目標達成は極めて難しいとみられる。

しかし、2025年度目標が達成できてもできなくても、来年度にはその後の中長期を視野に入れた財政健全化の枠組みについて議論を開始せねばならない。その際にはまず、

金利が正常化に向かうことを前提にする必要がある。我が国でもデフレ局面が終わり、日銀のゼロ金利政策が変化しつつあるからである。

つまり、異次元緩和下では黙っていても低下してきた健全化目標の一つである債務残高対GDP比の流れが持続できなくなる可能性が高い。

このため、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくには、単なるPB黒字化ではなく一定の黒字幅を確保せねばならない。

また、PBの歳出には利払い費が含まれないが、先進各国のようにこれを含む財政収支の黒字化を新たな健全化目標として採用することを提案したい。

負担をあやふやし歳出だけを行先実施するような財政運営を是正するには、米国の採用している「ペイアズユーゴー原則」も有効であろう。

これは新しい政策には歳出削減による財源捻出が必要で、それができなければ増税で財源を確保せねばならないという仕組みである。

忍び寄る財政危機を回避するには、こうした厳しい財政規律を確立する以外に道はないであろう。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえず、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。

このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国はすでに指摘したよ

うに、先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

そうした中で社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。

持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。

これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。

具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

社会保障給付費で最も増加額が大きいのは医療分野である。その意味で注目されるのは、来年度が二年に一度の改定年にあたる診療報酬と、三年ごとの介護報酬改定が同時になる点である。

とくに診療報酬は前回もそ

うであったが、過去のほとんど改定で「薬価」の引き下げが「本体」（医師の人件費等）の引き上げ分を吸収する形で全体を引き下げる手法をとってきた。今度こそ本体にどう切り込むかが問われよう。

医療分野では激務である勤務医と開業医の収入格差や都市と地方、診療科によって医師が偏在する実態が指摘されて久しい。その一因として診療報酬の配分のあり方がメリハリを欠くためではないかとの見方が多い。

また、開業地域も診療科も規制がない我が国独特の自由開業制度が医師の偏在を助長しているとの指摘もある。欧米では開業地域や診療科ごとに定員を設定するなど何らかの人的規制がある。診療報酬が税金と保険料が原資であることを考えれば、規制すべきところは規制する。それが真の規制改革ではないか。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に

応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(前頁)

(5) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

一昨年には「デジタル庁」、本年には「こども家庭庁」と官庁の創設が目立っている。しかし、共に期待された役割を果たしているとは言い難い。その原因として政治のリーダーシップの欠如が指摘されている。

我が国のデジタル化は行政サービスや社会経済活動にとって不可欠とされながら、立ち遅れが目立っていた。デジタル庁はコロナ禍でも表面化した国と地方、省庁の縦割りを横断する組織として、その機能を期待されていた。

しかし、後述するマイナンバーカードの情報管理の杜撰さなどでスタートからつまづいている。こども家庭庁も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うという組織だが、各省庁の関連予算をかき集めただけで骨太なブランドデザインを描き切れていない。肝心の「幼保一元化」についても後ろ向きのままである。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は急激に上昇した物価が高止まりしているとはいえ、コロナ禍がほぼ収束したこともあり落ち着きを取り戻してきた。ただ、過熱していた欧米景気に連続的な利上げによる減速懸念が出ているうえ、中国経済の成長鈍化も加わり不透明さを増している。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」を目指す「新しい資本主義」の看板の下、デジタル化や化石燃料に頼らないグリーン化などを推進しようとしているが、まだ具体的成果は見られていない。経済界もこの看板に呼応する形で相応の賃上げを実施したが、物価を考慮した実質賃

これでは両庁とも屋上屋を重ねるだけで大きな政府に道を開きかねない。官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。そうならないよう国民の厳しいチェックが必要である。

また、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。

金は伸びておらず、賃上げの持続化と膨大な内部留保の活用が問われている。

覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置いた経済安全保障では、欧米と歩調を合わせる形で本格化させており、その成果が目ざされている。

また、本来の経済外交では英国の環太平洋経済連携協定(TPP)加盟を後押しすることなどで成果をあげたが、問題は本命である米国の復帰を実現できるかどうかである。

さらには岸田政権に求めたいのは、アベノミクスで極めて中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革である。この分野には強力な反対勢力が存在するが、

ここに切り込んでこそ「新しい資本主義」であろう。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷となっている。いまだにコロナ禍による打撃を引きずっているところも少なくない。

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならぬが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっておりことから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める

中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担によつて事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。
②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
(3)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によつて多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。

取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評

価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

また、先ごろ導入されたインボイス制度については、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されるなどの理由により休業業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めた。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生

じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。

また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴つてより重要な課題

Ⅳ 地方のあり方

●広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。

基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

●国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

●地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしてお

となつている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

り、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

●地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

法人会税制提言の全文は、
全法連HPをご覧ください

Photo Eye

いま、中法人会は

セルフマネジメント力を 高めるセミナー

10月3日、東京エレクトロンホール宮城（宮城県民会館）にて開催された。

講師に、(有)マイルストーン代表取締役で、職場のメンタルヘルス専門家の八矢浩氏を迎え、レジリエンスを高め、ストレス対処力を身に付けるポイントが解説された。

や環境下での逆境やトラブル、強いストレスに直面した時に、そこから立ち直る能力、つまり精神的な回復力のことであり、レジリエンスを高めるためには、ネガティブ感情を生み出すクセ（思いこみ）への対処や、ポジティブ感情（喜び、感謝、誇り等）が大切であると述べられた。



決算法人説明会

10月4日、卸町会館にて開催された。

説明会の冒頭には、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして

法人会が作成している「自主点検チェックシート」の活用意義と目的等を解説したDVDを鑑賞し、活用の推進を図った。

続いて、仙台中税務署の法人課税担当職員より、法人税関係法令の改正概要や、決算業務を行う際の間違いやすい点、注意を要する点について説明された。

また、インボイス制度が10月からスタートしたことに伴い、参加者から個別の質問も寄せられ関心の高さがうかがえた。

経理研究会 労務セミナー

10月12日、戦災復興記念館にて開催された。

講師に、特定社会保険労務士で仙台市雇用労働相談センターの樋口献氏を迎え、ハラスメントの背景や本質について解説された。

また、実際の判例を参考にして、ハラスメントに該当すると考えられる例や該当しないと考えられる例を挙げ、境界線についての理解も深めた。

第39回 法人会全国大会 群馬大会

10月18日、高崎市の高崎芸術劇場にて開催され、全国から約1500名が集った。



大会宣言では、2025年度の基礎的財政収支の黒字化目標達成の重要性や、インボイス制度の国民や事業者に寄り添った対応を求め、「中小企業の活性化に資する税制」「事業承継税制の抜本的改革」等の実現を強く訴えた。

また、式典に先立ち行われた記念講演会では、前橋工科大学理事長の福田尚久氏が「好機到来」のテーマ

のもと、アップル本社で副社長を務めスティーブ・ジョブスとともに世界進出へ挑んだ知られざるエピソードや、現在前橋市が推進するスーパージンテイ構想への想いが語られた。



女性部会 移動研修会

10月18日、石巻方面への移動研修会が実施された。

石巻法人会女性部会の皆さんに迎えられ、はじめに訪れた「南浜津波復興記念公園」と「震災遺構門脇小学校」では、東日本大震災で犠牲になられたすべての命に対する追悼と鎮魂の

祈りを捧げた。

また、80年の歴史を誇る秘湯、追分温泉で行われた交流会では、地元食材のお料理に舌鼓を打ちながら石巻法人会女性部会の皆さんと情報交換をし、単位会の垣根を越えて親睦も深まり、有意義な研修となった。

■ パソコンセミナー ネット時代のセキュリティ 対策セミナー

10月18日、PARMICO
ITY131にて開催され
た。



講師に、(有)ネットシナジ
ーの佐々木久夫氏を迎え、
世界中で激化し続けている
サイバー攻撃や、情報セキ

ュリティの10大脅威と最新
インシデントの事例をもと
にセキュリティ強化の必要
性について学んだ。

また、パソコン、メール、
無線LAN、それぞれの留
意すべき点を取り上げ、情
報セキュリティに対するリ
スクマネジメントは、企業
にとって重要な経営課題の
ひとつであると述べられた。

■ 青葉第一支部講演会

10月19日、新仙台ビルデ
ィング会議室にて開催され
た。

講師に、仙台中警察署
国分町交番所長の阿部賢氏
を迎え、「身近な犯罪を防
ぐために」と題し、近年増
加している犯罪の発生状況
とその傾向について解説さ
れた。

中でも、暴力団からの不
当要求事案や、オレオレ詐
欺の引き金にもなっている
高齢世帯を狙った不審電話
への注意喚起と、被害に合
わなないための対応策が示さ
れ、参加者は身近な話題と
あつて興味深く聞き入った。



■ 青年部会 研修会

10月27日、enspace
にて開催された。

講師に、(株)LIGHTZ
の佐藤浩太郎氏を迎え、「こ
れからの企業におけるAI
の世界とビジネス活用事例」
と題し、AI導入のメリッ
ト、デメリットについて最
新事例をもとに解説された。

中でも、(株)LIGHTZ
が進めている「スペシヤリ
スト思考のAI化と実務適
用支援」を例に挙げ、伝統
工芸で知られる南部鉄器の
熟練職人の頭の中を可視化
するAIシステムを開発し、
属人化している技術をAI

でデータベース化して技能
伝承に寄与していると述べ
られ、進化し続ける最新A
Iの動向を学んだ。



令和6年 仙台中法人会・仙台北法人会共催 新春講演会・賀詞交歓会

日時： 令和6年1月23日(火)17時

会場： 江陽グランドホテル5階「鳳凰の間」

◇新春講演会…17:00～18:30

「メジャーリーガーから学ぶ」

講師 MLBジャーナリスト AKI 猪瀬 氏

◇賀詞交歓会…18:45～(予定)

会費〔会員〕講演会:無料 交歓会: 9,000円

〔一般〕講演会:1,000円 交歓会:10,000円

※別紙のご案内に必要事項をご記入のうえお申込みください

seminar

相手も自分も笑顔になる

「自分軸」コーチング講座

日時： 令和5年12月6日(水) 9:30～16:30

会場： 野村不動産仙台青葉通ビル富士通(株)6階

講師： コーチング研修会社 ドリームフィールド代表 阿部 侑生氏

受講料:会員1名 4,000円/非会員1名 8,000円

若手人材の確保・定着、
企業のイメージアップに！

奨学金返還 支援制度

代理返還

特定社会保険労務士 藤本紀美香

奨学金返還支援（代理返還）制度（以下『代理返還制度』）をご存知でしょうか。

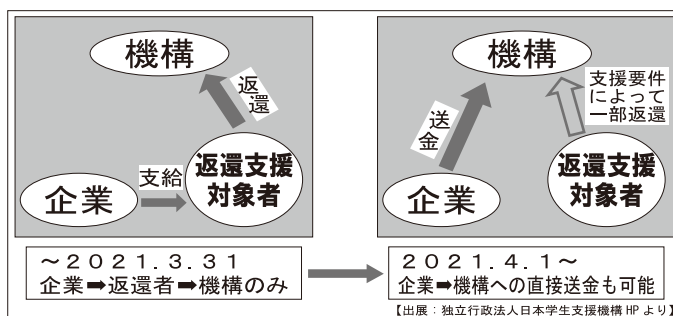
何となく制度名くらいは耳にしたことがある、または導入を検討しているという企業もおられるかもしれません。

今回はこの制度について、制度の内容・仕組み、企業実務の対応、企業での制度導入のメリット等について述べていきたいと思います。

1 制度の内容・仕組み

この代理返還制度は独立行政法人日本学生支援機構（以下『機構』）の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた従業員に対し、企業が返還額の一部又は全部を支援する制度です。

これは将来各企業の担い手となる奨学金返還者を応援する取組であり、各企業がすでに実施している独自の奨学金返還支援制度（これから返還支援を実施する企業も対象です）について、2021年4月以降は一定



の条件の下で、企業が返還額の一部または全部を機構に直接送金することが可能になっていきます。（図）

一般的に企業が従業員に返済分を支給する場合、通常の給与に奨学金返済用の手当でが上乘せ支給されるケースが想定されます。

その場合は当該手当が奨学金の返済に充てられるかどうか分からないため、「給与の一部」としても取扱いがなされてきました。

②【法人税】
せつかく支給された手当が税金や社会保険料の課税対象となることで、企業の思いや従業員の受ける恩恵が軽減されてしまうことがネックでした。

①【所得税】
しかし、この代理返還制度の特長である「企業から機構へ直接送金すること」で税制・社会保険料の面で次のようなメリットを受けられるようになります。

③【社会保険料】
非課税となり得る
返還者にとって、企業が直接機構に送金することで自身の通常の給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確になるため、その返還額に係る所得税は非課税となり得ます。

※ 返還者が役員である場合など一定の場合には所得税の課税対象になることがあります。

2 企業実務の対応

福利厚生制度の一環として導入しますので、就業規

則等の一部として「奨学金返還支援規程」等の作成が

②【法人税】
給与として損金算入できるほか、賃上げ促進税制の対象になり得る

企業にとっては、代理返還は使用人の奨学金の返済に充てるための給与にあたるので、給与としては損金算入されます。

また、「賃上げ促進税制」の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用を受けることができます。

③【社会保険料】
原則として、標準報酬月額額の算定となる報酬に含まれない

奨学金返還支援（代理返還）による返還金は、原則として報酬に含めません。ただし、給与規定等により給与に代えて奨学金返還を行う場合には、報酬に含まれます。

必要となります。

対象となる従業員や支援金の限度額などを規定します。対象者は雇用形態や勤続年数などを考慮します。

たとえば「正規職員としての在籍期間が3年以上5年未満の者を対象とする。

支援期間は支援開始から3年間を上限とし、奨学金返済終了月までとする。金額は月額15,000円を上限とし月賦返還額の実費とする」などです。

特に決まりはないのですが、自社の財務・人員状況に合わせて慎重に規定する必要があります。

返還支援対象者の返還残額等は「奨学金返還証明書」等により確認することができます。

また、企業既存の返還支援制度がある場合は、代理返還制度導入にあたり、制度のすり合わせが必要な場合があります。

例えば、現在割賦額の一部を支援（毎月1万円の月賦返還について毎月5千円

を支給）している場合、代理返還制度では割賦額未満

の送金に対応していないため「2か月に一度1万円を支援する」等の変更が必要になります。

企業から機構への送金方法の主な流れは以下の通りです。

① まず企業は返還支援対象者を決定します。

② 企業は、機構に返還支援申請をします。

③ 機構は、企業にスカラKIのID・パスワードを発行します。

④ 企業は、スカラKIから返還支援対象者の氏名・奨学金番号等を登録した後、払込取扱票（振込通知書）の作成依頼を行います。

⑤ 企業は、送付された払込取扱票を用いて「ゆう

ちょ銀行」または「コンビニエンスストア」で入金します。

代理返還制度を導入したとしても、企業は機構に対して返還支援対象者である従業員の債務を保証するものではありません。

ですので、企業と従業員

との間に取り交わされた約定の如何に関わらず、従業員が機構に対し所定の手続きを行うことなく、機構への返還が遅延した場合は通常通り従業員本人に対し督促が行われます。

また、従業員が企業の定める返還支援要件（規程等）に違反した場合でも、当然機構は一切関知するものではないということは企業・従業員ともに理解しておきましょう。

3 企業での制度導入のメリット等

企業が返還代理制度を導入するメリットは、先に述べた税制・社会保険料の他に、人材確保の面でも期待できます。

返還代理制度を利用又は利用予定の企業名および返還支援要件等の情報は、希望により機構ホームページに掲載され、大学等に紹介

されます。

令和5年8月24日現在281社の情報が掲載されており、いずれも奨学金返済への経済的・心理的な不安をなくし安心して働ける職場環境の整備を謳っているようです。

機構による「令和3年度奨学金の返還者に関する属性調査（出展：独立行政法人日本学生支援機構）」によると、「奨学金返還を3か月以上延滞している者」

を延滞者と定義づけた場合の属性として、奨学生本人の職業は、延滞者では「正社員（職）員・従業員」39・9%、「非正規社員（職）員・従業員」29・9%、「無職・失業中／休職中」15・7%であるのに対し、無延滞者では「正社員（職）員・従業員」74・5%、「非正規社員（職）員・従業員」13・2%

、「無職・失業中／休職中」3・5%で、無延滞者の方が延滞者より安定した就業状況にあるとしています。

また、奨学生本人の年収が「300万円以下」の比率が、延滞者では合計68・2%であるのに対し、無延滞者では合計42・9%と大きな差がみられています。

延滞の理由も「本人の低所得」が63・8%と最も高く、貸与型奨学金を受給した奨学生にとつて安定した就業環境と収入が強く求められていることは明らかです。

企業がこうした代理返還制度を導入していることは、若手人材の確保・人材の定着・企業のイメージアップに大きくつながります。

もちろん、支援期間終了後も長く働いてもらうためには、企業の魅力や業務にやりがいを感じてもらおうよう丁寧な対応は必要です。

また、支援を受けない他の従業員との不公平感の払拭なども重要な課題となりますが、企業として担い手を応援するという仕組みは、全ての従業員にとつて貴重な仕組みと言えるでしょう。

美容医療サービス 消費者トラブル



(サービスを受ける前に
確認したいポイント)

美容医療サービスに
関するトラブルって
どんなもの？

「キレイになりたい」「かわいくなりたい」——そう思って受けたはずの「美容医療サービス」で、20代から30代の女性を中心に幅広い世代でトラブルが発生しています。

また、美容医療サービスの施術には、少なからず身体的なリスクが伴い、予想外の腫れや痛みなどのトラブルが複数みられます。そこで、美容医療サービスを受ける前にチェックしたい主な2つのポイントを、ぜひ知ってください。

全国の消費生活センター

に寄せられる美容医療サービス(注)に関する相談は、これまで2,000件程度で推移してきましたが、近年は増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)は3,700件を超えています。医療脱毛等で身近になりつつある美容医療サービスですが、寄せられるトラブルの中には契約内容や解

約条件等に関するトラブルや、施術により、やけどや傷が生じる危害も一定数発生しており、注意が必要です。美容医療サービスを受ける前にチェックしたい11大事なポイントをぜひ知ってください。

(注)美容医療サービス

とは、医師による医療のうち、「専ら美容の向上を目的として行われる医療サービス」を指し、医療脱毛、脂肪吸引、豊胸手術、二重まぶた手術、包茎手術、審美歯科等が主な施術(医学的処置、手術及びその他の治療)とします。

【最近の事例】

●美容医療サービスに関する相談

・美容クリニックで顔のシミ取りレーザー治療を体験で受けた後、モニターになれば安くなると勧誘され10回コースの契約をしたが説明に不審な点がある。解約したい。

・二重まぶた手術の相談に行き、当日中の手術を強く勧められて手術を受けたが、金額や仕上がりに納得がいかない。一部でよいので返金してほしい。

・インターネットで見つけたクリニックに出向き、説明を受けた当日に包茎治療の手術を受けた。高額すぎるので減額してほしい。

・インターネットで検索した美容クリニックで「効果がある」と言われ植毛手術を受けたが、ほとんど毛が生えていない。全額返金してほしい。

・鼻筋を良くする手術を受けたが、医療用で安全だと言われて挿入した樹脂のリスクを説明されていなかったことが後から分かった。返金してほしい。

●美容医療サービスに関する相談のうち、危害に関する相談

・美容外科でボトックス注射をした額の腫れが引かない。別の病院を受診し

たいが、施術した美容外科がカルテの開示請求に応じない。

・毛穴とニキビ跡の悩みがあり美容皮膚科で施術を受けたが、顔が赤く腫れた。痛くて耐えられないのでやめたいが、解約可能か。

・美容外科クリニックで顔のリフトアップ手術と二重まぶた手術を受けたが、顔全体が内出血をおこし腫れが引かず仕事に支障が出た。二重まぶた手術も糸がはみ出したままだが、医師は「失敗ではない」と言う。返金してほしい。

・医療レーザー脱毛で襟足にやけどの跡が残り腫れて皮膚から膿が出た。クリニックに治療費などを請求できるか。

・美容外科で頬のたるみ解消の施術を受けたときに、右頬に細かい傷がついたので苦情を伝えたが、認めてもらえない。傷を治してほしい。

サービスを受ける 前の注意点は？

美容医療などの施術を受ける場合は、医師から効果やリスクなどの十分な説明を受けた上で、落ち着いてよく考えてから施術を受けるか決めましょう！

●美容医療サービスを受けるに当たってのチェックポイント

- 【Check1】医師の説明を「十分に」理解できましたか？
- ・ 施術の効果、想定される副作用や合併症
 - ・ 薬や材料、機器などの安全性・有効性
 - ・ 他の施術方法（選択肢）の有無
 - ・ 施術の費用（保険適用の有無）、回数
 - ・ 解約条件などの契約内容
 - ・ 施術の内容や契約について十分に説明を受け、納得をした上で施術を受けましょう！
- 【Check2】その施術は、「今すぐ」必要な

術ですか？

・ 「今すぐ契約すれば安くなる」など、即日の施術や契約を強引に勧められた。

・ 希望していない施術をしつこく勧められた。
・ 美容目的の施術は、多くの場合、緊急性が低いと考えられます。冷静に考えましょう！



トラブルに遭った ときの相談先は？

一定の美容医療サービスのうち、サービスの提供期間が1か月を超え、かつ支払総額が5万円を超えるものは、平成29年（2017年）12月1日から特定商取引法において規定する特定継続的役務提供の対象となりました。

このようなサービスについては、法定の契約書面を受け取った日を1日目として8日間は無条件で契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができます。また、クーリング・オフ期間の経過後であっても、残りの契約について中途解約を行うことができます。

なお、いわゆる「エステティック」（エステティシャン等が行う、美容医療に該当しない役務）の提供期間が1か月を超え、かつ支払総額が5万円を超えるものも特定継続的役務提供の対象であり、同様にクーリ

ング・オフや中途解約などが可能です。

（注）一定の美容医療サービとは、脱毛、にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去、肌のしわ・たるみ取り、脂肪の溶解、歯のホワイトニング等について、特定商取引法施行規則で定める方法（例えば、光の照射、薬剤の注射など）によるものとなります。

万一、美容医療サービスをめぐるとトラブルに遭ったときは、一人で悩まず、早めに最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。



自転車乗車用 ヘルメットを 着用しよう！

令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務になりました。

平成30年から令和4年の5年間における自転車乗車中の乗車用ヘルメット着用状況別の致死率（死傷者数のうち死者の占める割合）を比較したところ、非着用時の致死率は着用時に比べて約2.1倍高くなっています。自転車を利用する全てのかたは乗車用ヘルメットを着用するようにしてください。



百獣画録

動物アーティスト
シートン 大友



ホンドタヌキ(食肉目イヌ科)

『珍獣の交換』



動物園では、珍しい動物を手に入れる手段として、購入する他に交換するという手段をとることがあります。

古い記録では、明治時代の上野動物園が東京に來日していたイタリヤのサーカスで産まれたトラの子を、当時飼育していたエゾヒグマと交換で手に入れたという話があります。

このトラは、そのサーカスが神田で公演をしていたことにちなんで、人々から「神田っ子トラ」と呼び慕われたそうです。

また、最近では、日本人にとっては意外な動物と交換で珍獣が手に入ったという話があります。

それは、いしかわ動物園が世界三(四)大珍獣のひとつであるコビトカバをタヌキと交換でシ

ンガポール動物園から手に入れたというものです。

タヌキは、日本では昔話にもよく登場していることから馴染みが深く、それほど珍しいとは言えない存在ですが、実は東アジアにしか生息していない動物で、外国の人達にとっては結構な珍獣として扱われているのです。

◆作者紹介◆
シートン大友(本名:大友浩一郎)

1993年生まれ。岩沼市在住。幼い頃から動物を主役とした物語に親しみ影響を受けた。現在は、動物の骨格や筋肉、行動について研究を続け、制作活動と動物の保護活動など幅広く活躍中。

中法の

知 っ て グ ッ ト

野菜博士に聞く! 宮城伝統野菜

株式会社今庄青果
代表取締役社長 庄子泰浩

旬の食材

『キノコ』

晩秋から冬へと一気に季節が進むこの時期。

自分が若い頃は、11月下旬には蔵王で初滑り、積雪の無い時は月山まで足を延ばして初滑りを楽しんだものですが、ここ数年は温暖化で、お正月でも雪不足のスキー場が多く見られます。

同様に、秋の行楽シーズンに欠かせない紅葉狩りやキノコ狩りが楽しめる時期にも影響が出ており、これから山へ足を向ける方も多いことと思います。

そこで注意していただきたいのが、素人が収穫した野性(天然)キノコを安易に食べないこと!毎年、必ず事故が起きています。見た目だけでは判断できないのが野生キノコの怖さです。

成長過程で姿形が変わり、雨が降らず乾燥した場合でも

変化します。

40年見続けてきた私でも判断に迷うキノコは扱いません。単に40年ではなく、キノコシーズンが20日あれば単純に800回以上確認してきましたが、それでも不安が残るキノコは避けています。

当然ですが、仙台市場で流通するキノコは検査合格品のみです。で、スーパーや八百屋さんなどに並んでいるキノコなら安心して食べられますよ。なお、今年は特にクマにご注意ください!



◆仙台朝市今庄青果◆

〈東四市場店〉

青葉区中央4-3-1
☎21319846

〈朝市場店〉

青葉区中央4-3-28
☎71210356

DR.YOKO's Cafe

体にちょっと優しいお話し

健康づくりで気をつけたいポイントや病気の予防方法をお伝えします。

今月のテーマ

11月14日は「世界糖尿病デー」です！

11月14日の世界糖尿病デーは、世界にひろがる糖尿病の脅威に対応するために、国際糖尿病連合とWHOが制定しました。糖尿病は、今や世界の成人のおよそ10人に1人が抱える病気です。日本には約1000万人の「糖尿病が強く疑われる人」が存在します。さらに「糖尿病の可能性を否定できない人」も約1000万人いると推定されています。

今月は、糖尿病のことを考え、早期予防と治療継続の重要性を紹介します。

世界糖尿病デー

毎年、日本各地で11月14日「世界糖尿病デー」の周知を目的としたイベントが行われています。この機会に、ぜひ糖尿病のことを深く考えてみませんか？

イベント内容

【ブルーライトアップ】

有名な建造物をブルーにライトアップして、街頭での啓発活動を実施しています。期間中には宮城県でも、仙台放送TV塔(大年寺山)や青葉城址伊達政宗公騎馬像がライトアップされています。

なぜブルーライトアップするの？

世界糖尿病デーの糖尿病啓発キャンペーンには、青い丸をモチーフにした「ブルーサークル」がシンボルマークとして用いられています。

これは、国連や空を表す「ブルー」と、団結を表す「輪」をデザインしています。毎年11月14日は、糖尿病の予防や治療継続の重要性について広く周知する重要な機会となっています。

ぜひ世界糖尿病デーのイベントに参加して、ご自分やご家族、大切な人とともに、糖尿病について考え、予防にむけた一歩を踏み出していきたいと思います。



world diabetes day
14 November



医療法人社団進興会

せんだい総合健診クリニック

住所 千980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 4F

TEL 022-221-0066(代表)

URL <https://www.sskclinic.jp/>

記事についてのお問い合わせ ☎022-221-1274



日本国内での脅威

上記で前述したように、現在の日本には約1000万人の「糖尿病が強く疑われる人」が存在します。さらに「糖尿病の可能性を否定できない人」も約1000万人おり、合計で総人口の約15%を超える2000万人の糖尿病患者および予備軍がいると推定されています。糖尿病の重症化予防のためには早期発見・早期治療が重要ですが、「治療を受けていない」人の割合は40代男性で最も多く、約5割が未受診または治療中断という状況です。糖尿病には痛みなどの自覚症状が少ないことから治療を受けないケースが多くあることが、治療を受けない要因と考えられます。



夜型生活で糖尿病リスク上昇

「夜型」の生活をしている人は、早寝早起きをして「朝型」の生活をしている人に比べて、2型糖尿病のリスクが19%上昇するところが分かりました。睡眠のスケジュールが不規則な人ほど、糖尿病や心血管リスクが高いことも明らかになっていきます。「夜型」の人はアルコール摂取量が多い・睡眠時間が短い・食事の質が悪いなど、不健康である傾向があるとされています。



歩数を増やして糖尿病改善

1日に1万歩以上歩いている人は、糖尿病発症のリスクが62%、重症化リスクが67%低いことが、横浜市が実施している「ウォーキングポイント事業」で明らかになりました。1日の平均歩数が8千歩を超えるあたりから、糖尿病の発症率と重症化率に差が出てきました。国民健康・栄養調査では、日本国民の平均歩数は男性6793歩、女性5832歩です。現状の歩数よりも多く2千歩を多く歩くようにすると効果が期待できます。現代ではスマートフォンに歩数計が内蔵されているものも多いので、積極的に活用してみましよう。



せんだい総合健診クリニック
院長 石垣洋子

11月14日の世界糖尿病デーは世界160か国から十億人以上が参加する世界でも有数の疾病啓発の日です。日本は世界第9位の糖尿病大国で、約1千万人の「糖尿病が強く疑われる人」、さらに「糖尿病の可能性を否定できない人」も約1千万人おり、合計で総人口の15%を超える2千万人の糖尿病患者および予備軍がいると推定されています。世界の今や十人に一人、5億人が抱える病気です。自覚症状も乏しく、病識も低いことから一般的に死に至る病気との認識は薄いですが、実は糖尿病が引き起こす合併症が原因で年間670万人以上が亡くなり、これは世界のどこかで五秒に一人が糖尿病に関連する病で命を奪われている計算となります。2006年は十秒に一人でしたから、残念なことにもなる方が倍々増加し、このまま進むと世界の糖尿病人口は2045年には約7億8300万人に達することが予想されています。健診で糖尿病と言われたことのある人の中で「治療を受けていない」人の割合は特に40代男性の働き盛り世代で最も高く、約5割が未受診または治療中断という状況です。今年のテーマは「糖尿病ケアへのアクセス」です。糖尿病の疑いがあるとされた人は、過信せず一度受診してみてください。

仙台中税務署からのお知らせ

事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を

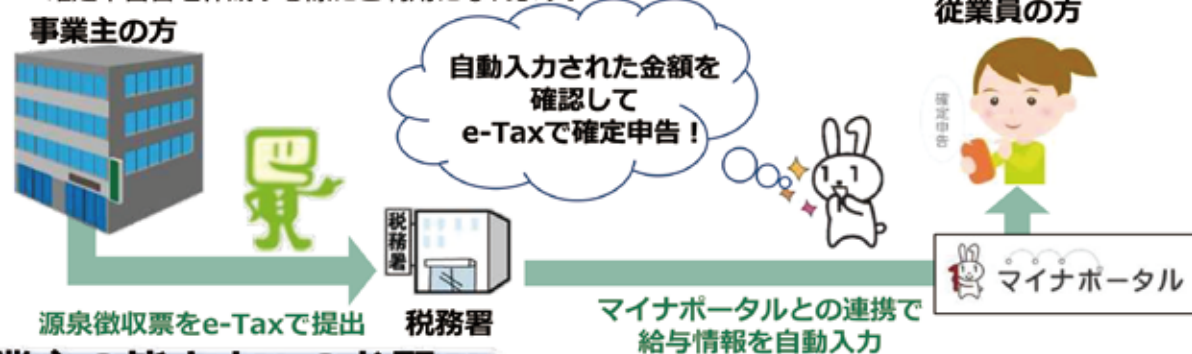
従業員の方の

e-Taxで提出すると…

確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります!

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

! 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



国税に関する御相談・御質問は、気軽にお電話で!

仙台中税務署 TEL 022-783-7831 (代表)

音声案内で「1」を選択してください。「電話相談センター」につながります。

※税務署での面接相談御希望の場合は、事前予約が必要です。

